

税務課だより

お知らせ 固定資産課税台帳の 縦覧について

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

4月2日(月)～5月1日(火)まで(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

縦覧できる人

納税者、納税管理人及び代理人
※土地・家屋を持っていても固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民福祉課

記載事項

土地：所在、地番、地目、地積、価格
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧手数料

無料

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)・運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

お知らせ 固定資産課税台帳の 閲覧について

納税義務者ご自身が所有する自己の固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することができます。

この閲覧制度については、借地人・借家人などの賃借権などを有する方も対象ですが、借地人などである方につ

いてはその賃借権などを有する土地について、借家人などである方についてはその賃借権などを有する家屋及びその敷地である土地についてのみ閲覧又は証明の交付を受けることができます。

閲覧期間

随時(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

閲覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理人、借地人・借家人など

閲覧場所

税務課、各総合支所住民福祉課

記載事項

土地：所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価格など
家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格など

閲覧手数料

有料300円(ただし、納税義務者については縦覧期間中無料です。)

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。

書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。
※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

お知らせ 生活保護法の規定による生活扶助を受け ている方の減免申請 について

生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月23日(月)までに減免申請書を税務課、各総合支所住民福祉課に提出してください。

問い合わせ

税務課

☎ 893-1118

☎ 吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

☎ 本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

町民課だより

お知らせ 高額な外来診療を 受ける皆さんへ

4月1日からは、高額な外来診療を受けるとき、限度額適用認定証や被保険者証を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口で限度額認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

詳しいことについては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、町民課、それ以外の医療保険に加入されている方は、各保険者へお問い合わせください。

問い合わせ

町民課

☎ 893-1117